

② 「普通徴収」

「特別徴収」の要件に合わない方は、「普通徴収」になります。

◇納付回数は、第1期（6月）から第10期（3月）までの10回です。

| | | | | |
|--------|-----|-----------|------|-----------|
| 納 期 | 第1期 | 7月2日(月) | 第6期 | 11月30日(金) |
| | 第2期 | 7月31日(火) | 第7期 | 12月25日(火) |
| | 第3期 | 8月31日(金) | 第8期 | 1月31日(木) |
| | 第4期 | 10月1日(月) | 第9期 | 2月29日(金) |
| | 第5期 | 10月31日(水) | 第10期 | 3月31日(月) |

介護課から送付される納付書が、指定金融機関の口座振替によって納めていただきます。
納付書は6月中旬に納入通知書とあわせて送付させていただきますのでご確認ください。

なお、19年度中（平成19年4月1日～20年3月31日）に65歳になられる方・転入された方については、その月分から保険料が賦課されます。この場合も「普通徴収」により保険料を納めていただきます。（翌年度から、特別徴収に切り替わります。）

③ 「特別徴収」と「普通徴収」の併用

特別徴収の要件を満たしている方でも、平成19年1月下旬から3月末日までに65歳になられた方及び転入された方等については、6月から9月までは「普通徴収」となり、10月から特別徴収に切り替わります。

また、19年度途中で所得段階の区分が変更となった場合等は、特別徴収の額は年度途中での変更ができないため、増分等については普通徴収との併用で調整することがあります。



保険料の額

※所得段階別介護保険料額についての
詳細は広報5月号をご覧ください。

| | 対象となる方 | 保険料額 |
|------|---|---------|
| 第1段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金又は生活保護の受給者 | 22,429円 |
| 第2段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と所得金額の合計が80万円以下の方 | 22,429円 |
| 第3段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、第1段階・第2段階対象者以外の方 | 33,643円 |
| 第4段階 | 本人が住民税非課税者（世帯内に課税者がいる） | 44,857円 |
| 第5段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の方 | 56,072円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の方 | 67,286円 |

税制改正の影響により所得段階区分が上がる人は、保険料負担の急激な増加を避けるため、保険料率を段階的に引き上げていく緩和措置がとられています。

【問合せ】介護課介護保険担当 ☎63-2111(内線341・342)